

令和8年度 長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さまが安定した経営を行えるよう応援します。

— お問い合わせ先 —

長野県 地域振興局 商工観光課	佐久	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 ☎0267-63-3157	木曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 ☎0264-25-2228
	上田	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 ☎0268-25-7140	松本	〒390-0852 松本市大字島立 1020 ☎0263-40-1932
	諏訪	〒392-8601 諏訪市上川 1丁目 1644-10 ☎0266-57-2922	北アルプス	〒398-8602 大町市大町 1058-2 ☎0261-23-6523
	上伊那	〒396-8666 伊那市荒井 3497 ☎0265-76-6829	長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 ☎026-234-9527
	南信州	〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 678 ☎0265-53-0431	北信	〒383-8515 中野市大字壁田 955 ☎0269-23-0219
長野県信用 保証協会	企業支援部	〒380-0838 長野市大字南長野県町 597-5 ☎026-234-7680		
	本店営業部	〒380-0838 長野市大字南長野県町 597-5 ☎026-234-7271		
	松本営業部	〒390-0852 松本市大字島立 976-1 ☎0263-47-1533		
	上田支店	〒386-0025 上田市天神 3-4-8 ☎0268-22-5914		
	飯田支店	〒395-0084 飯田市鈴加町 2-19 ☎0265-52-1522		
	諏訪支店	〒392-0022 諏訪市高島 1-12-18 ☎0266-52-1946		
	佐久支店	〒385-0027 佐久市佐久平駅北 19-5 ☎0267-68-8484		
	伊那支店	〒396-0015 伊那市中央 4634-1 ☎0265-72-6148		
中野支店	〒383-0025 中野市三好町 2-1-58 ☎0269-22-4528			
取扱金融機関	県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、県信連、保証協会と契約のある農協			
セーフティネット保証等の認定	各市町村の商工担当課			
商工関係団体	商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会			
県ホームページ	長野県トップページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/) ⇒ 「仕事・産業・観光」 ⇒ 「商工業」 ⇒ 「金融支援」			

※制度資金の利用にあたっては、各機関での審査があります。
審査の結果により、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
※このパンフレットの内容は、令和8年4月1日現在の内容ですので、
最新の内容は県ホームページ等でご確認いただくか、経営・創業
支援課又は地域振興局商工観光課までお問い合わせください。



しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

長野県産業労働部経営・創業支援課

(長野県庁5階 ☎026-235-7200)



令和8年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名	資金の詳細	貸付対象者	資金使途
一般枠		経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備
			運転
短期継続融資枠		恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金（正常運転資金）＝「売上債権+棚卸資産-買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転
協調支援枠 新設		協調支援型特別保証を利用する方であって、下記のいずれかに該当する方 ア. 本資金の実行と原則同時に、本資金の融資額の1割以上のプロパー融資を受ける方 イ. 申込金融機関の支援を受けつつ、経営行動計画の策定、計画実行及び進捗報告を行う方	設備
			運転
経営者保証不要枠		事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する方	設備
			運転
しあわせ信州創造枠		上記4枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証を受けた方 ◇「働きいきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定 ◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録 ◇「業務改善助成金」の交付決定 ◇「子育てハズボート事業」への協賛、「こともまんなか応援サポーター」宣言、「ながの子育て応援企業同盟」への加盟	
創業枠		創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証（以下、SSS保証）を利用する方	設備
			運転
小規模企業発展資金		成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者（※）の方で小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の企業	設備
			運転
経営安定対策		ア. セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 イ. 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 (ア) 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が前年同月に比べ5%以上減少 (イ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少	
特別経営安定対策		ア. セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 イ. 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 ウ. 危機関連保証を利用する方 エ. 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 (ア) 急激な為替相場の変動の影響による経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 (イ) 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 (ウ) 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少	設備
			運転
防災・災害対策		ア. 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 イ. 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ウ. 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 エ. 事業継続計画（BCP）を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方 オ. 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた方	設備
			運転
			設備
			運転
物価高対策		ア. 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少している方 イ. 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の収益性が前年同期に比べ5%以上減少している方 ※ 収益性＝売上高営業利益率（営業利益÷売上高）	設備
			運転
関税対策		米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる方	設備
			運転
新型コロナ借換向け		経営力強化保証を利用する方であって、セーフティネット保証5号の認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える方	設備 運転

※事業者選択型制度とは…「事業者選択型経営者保証非提供促進制度」と「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の総称であり、一定の要件を満たす法人が保証料を上乗せすることで経営者保証を外すこと出来る制度。信用保証料率欄の「事業者選択型制度」は前者の制度を指す。

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物	貸付利率 (年率)	信用保証料率 ※自己負担分	資金のポイント
1億円	10年（20年） 〈据置1年〉	2.4%	2.65%以内 (金額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能
5,000万円	7年〔借換10年〕 〈据置6か月〉〈借換は据置1年〉	1年以内2.1%		
3,000万円	1年	2.1%		◇毎月の返済が不要 ◇与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能 ◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする
1億円	10年〈据置3年〉	2.0%	貸付対象者のうち ア 1.72%以内 イ 1.88%以内	◇保証付き融資全般の借換が可能 ◇運転資金であっても10年間の貸付期間を設定可能
5,000万円	10年〈据置1年〉			
設備・運転の合計で 1億6,000万円 〔一般保証、経営安定関連保証(4・5号)の合算〕	10年〈据置1年〉 7年〔借換10年〕 〈据置6か月〉〈借換は据置1年〉	2.4%	2.3%以内	◇担保・保証人不要（一定の要件が必要） ◇既存県制度融資の借換が可能
左記の認証等を受けた方は、中小企業振興資金の「一般枠」、「短期継続融資枠」、「協調支援枠」、「経営者保証不要枠」の貸付利率が▲0.2%				◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
設備・運転の合計で 3,500万円	10年 〈据置1年〉SSS保証利用時3年 の場合有) 7年 〈据置1年〉SSS保証利用時3年 の場合有)	1.2%	1.0%以内 (金額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業関連保証、SSS保証のみ対象 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇SSS保証、創業関連保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能
設備・運転の合計で 2,000万円	10年 〈据置1年〉 7年〔借換7年〕 〈据置6か月〉〈借換は据置1年〉	2.2%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能（借換後も保証料補給あり）
6,000万円	10年 〈据置1年〉	2.2%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し（セーフティネット保証、危機関連保証等の場合※事業者選択型制度利用時を除く） ◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能（借換後も保証料補給あり） ◇危機関連保証を利用する方の利率を優遇（1.4%） ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月中込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月のうち、決算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする
8,000万円	7年〔借換10年〕 〈据置1年〉 借換は据置2年			
1億5,000万円	10年（15年） 〈据置2年〉	2.2%	セーフティネット 保証等利用の場合 自己負担無し ※事業者選択型 制度利用時 0.42%以内	◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者ウの方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外 ◇貸付により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
3,000万円	7年 〈据置1年〉			
6,000万円	10年（15年） 〈据置2年〉			
8,000万円	7年 〈据置2年〉			
6,000万円	10年 〈据置2年〉	原則 1.4%		◇物価高の影響により経営環境が悪化している方が利用可能（借換での利用は不可） ◇貸付利率は以下のとおり、2段階 対象者アのうち、売上高減少率8～15%未満の方：1.4% 対象者アのうち、売上高減少率15%以上の方、及び対象者イの方：1.3%
8,000万円	7年 〈据置2年〉	一部 1.3%		
6,000万円	10年 〈据置2年〉	原則 1.4%		◇関税の影響により経営環境が悪化している方が利用可能（借換での利用は不可） ◇貸付利率は以下のとおり、2段階 貸付対象者のうち、売上高減少率8～15%未満の方：1.4% 貸付対象者のうち、売上高減少率15%以上の方：1.3%
8,000万円	7年 〈据置2年〉	一部 1.3%		
設備・運転の合計で 1億円	10年 〈据置1年〉	1.7%	0.32%以内 ※事業者選択型 制度利用時 0.73%以内	◇既往の新型コロナウイルス感染症関連保証の借換が可能 ◇スピーディーな調達が可能

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金使途	
創業支援向け		ア. 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 イ. 創業した日から5年未満である方 ウ. 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 エ. SSS保証を利用する方 オ. 上記ア～エのいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む方もしくは営もうとする方	設備 運転	
		ア. 他者が営む事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする方 イ. 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 ウ. 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 エ. 「事業承継」を行うおとする方または「事業承継」を行ってから5年未満であって当該事業の拡大を図ろうとする方 オ. 事業承継特別保証を利用する方	設備 運転	
成長支援向け 新設		ア. モニタリング強化型特別保証制度を利用し、認定経営革新等支援機関と連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する方	設備 運転	
		イ. 上記アに該当し、かつ、売上高10億円突破支援プロジェクト（以下、PJ）における「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している方	設備 運転	
			設備 運転	
省力化投資向け 拡充		ア. 中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、質上げ環境整備促進補助金（基本型）又はデジタル化・AI導入補助金の交付決定を受けて設備導入等を行うおとする方 イ. 先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行うおとする方 ウ. AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行うおとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備等を導入し生産性向上を図ろうとする方 エ. 物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする方	設備 運転	
		ア. 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行うおとする方 イ. 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 ウ. 中小企業新事業進出補助金の交付決定を受けて、設備導入等を行うおとする方	設備 運転	
IT産業向け		日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営み当該事業の発展や拡大を目指す方	設備 運転	
地域活性化向け		ア. 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 イ. 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ウ. 観光需要に対応し、地域の活性化を図ろうとする方 エ. 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行うおとする方 オ. 「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方	設備 運転	
		ア. 工業団地に工場等の新設又は移転等を行うおとする方 イ. IOT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行うおとする方 ウ. 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 エ. 県外から県内に本社機能の移転を行うおとする方	設備 運転 イのみ 設備 運転	
ゼロカーボン・次世代産業向け 拡充		ア. 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 イ. 家電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行うおとする方 エ. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行うおとする方 ウ. 上記アのうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・ 航空宇宙産業に係る製品の製造する方 ・ 医薬品、高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・ 再生可能エネルギー発電業に取り組む方（太陽光発電を除く）	設備 運転 設備 運転	
		ア. 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 イ. 家電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行うおとする方 エ. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行うおとする方	設備 運転	
		ア. 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 イ. 家電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行うおとする方 エ. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行うおとする方	設備 運転	
		ア. 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 イ. 家電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行うおとする方 エ. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金又はエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）促進コースの交付決定を受けて、設備導入等を行うおとする方	設備 運転	
サポ ー ト 改 善 資 金	通常型		経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備
	再生支援強化型		経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する方	運転

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物	貸付利率 (年率)	信用保証料率※ 自己負担分	資金のポイント
3,500万円	10年 〈据置1年〉 〈SSS保証利用時3年の場合有〉	1.2% 貸付対象者 オ、イノベ ティブ枠に該 当する方は 1.1%		◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇創業関連保証未利用し、貸付期間が同一の場合に限り運転・設備の一括申込が可能 ◇中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円が貸付限度 ◇貸付対象者オ、イノベティブ枠(6P参照)は利率優遇(1.1%) ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要であり、かつ、創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能
2,000万円	7年 〈据置1年〉 〈SSS保証利用時3年の場合有〉	1.2%		◇貸付対象者ウのうち経営承継借換関連保証を利用する方、又は貸付対象者オの事業承継特別保証を利用する方に限り、保証付き融資が可能 ◇事業承継後5年未満の方で経営承継円滑化法に基づく認定を受けた方（中小企業者の新代表者等）も対象
1億5,000万円	10年(15年※オは10年) 〈据置1年〉	1.2%		◇スピーディーな調達が可能 ◇PIに参加し「成長志向企業宣言」を提出した方は、保証料自己負担なし（事業者選択型制度利用時を除く） ◇貸付対象者アに限り、保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能
3,000万円 [借換8,000万円]	7年[借換10年] 〈据置1年〉	1.2%	0.44%以内 ※事業者選択型制度利用時 1.325%以内	◇先端設備等導入計画の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇生産性向上を目的とした省力化設備等導入の前向きな取組を支援
設備・運転の合計で 5,000万円	10年 〈設備 据置3年〉 〈運転 据置1年〉	1.7%		(ただし成長支援向けの貸付対象者アは0.475%以内 事業者選択型制度利用時 0.925%以内)
2億8,000万円		貸付対象者イは1.2%		
5,000万円				
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置1年〉	1.3%		創業関連保証 SSS保証 先端設備等 導入関連保証 経営革新関連保証 経営力向上関連保証 等の利用の場合や、成長支援向けのPJ参加者・ゼロカーボン向けの一部対象者は自己負担無し
3,000万円	7年 〈据置1年〉	1.4%		◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇新商品の開発、事業の多角化など生産性向上を目的とした事業展開等の前向きな取組を支援
1億5,000万円	10年(15年)〈据置1年〉	1.3%		◇「信州ITバレー構想」の実現に向け、IT産業関連の事業者を支援
5,000万円	7年〈据置1年〉	1.3%		
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置1年〉	2.0%		◇宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備（Wi-Fi環境整備等）を行う方も貸付対象 ◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.7%) ◇貸付対象者エの方は、施設の新築に伴うものは対象外(0.45%以内)
3,000万円	7年 〈据置1年〉	貸付対象者イのうち伝統的工芸品を製造する方及びオの方は1.7%		
2億8,000万円	15年〈据置3年〉	1.7%		◇工業団地へ新設・移転・設備導入等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること
5,000万円	7年 〈据置1年〉	1.7%		
1億5,000万円	10年(15年) 〈据置2年〉	1.6%		◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、ゼロカーボンに向けた取組を支援 ◇貸付対象者アの事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方 ◇再生可能エネルギー産業（太陽光除く）に取り組む方、航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用可能 ◇エネルギーコスト削減促進ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料補助助大（貸付対象者イに限る）
3,000万円	7年〈据置1年〉	1.6%		
1億5,000万円	15年(18年) 〈据置5年〉	ゼロカーボンに限り1.3%		
5,000万円	12年 〈据置3年〉	1.7%		
設備・運転の合計で 1億5,000万円	15年 〈据置1年〉	1.7%		自己負担無し ※事業者選択型制度利用時 0.42%以内
※通常型と再生支援強化型の合計で2億8,000万円	15年 〈据置3年〉	1.7%		自己負担無し ※事業者選択型制度利用時 0.45%以内

■「県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方」とは、次のいずれかの製品を製造しようとする方

- 1 寒天 2 水産加工品 3 野菜果実缶詰 4 漬物 5 味噌 6 醤油 7 和菓子 8 ワイン 9 清酒
 10 地ビール 11 そば 12 凍豆腐 13 生糸 14 信州紬 15 染色 16 和紙 17 水引 18 竹・藤・杞柳・わら・あけび・葛根工 19 家具 20 仏壇・神具 21 木彫品 22 ギター 23 漆器 24 スキー 25 木工芸品 26 瓦
 27 焼物 28 石材加工品 29 信州鋸 30 打刃物 31 煙火 32 その他知事が適当と認めるもの

■「障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備、また、これらと併せた建物の整備をする方（新築時に設置する場合は対象外）

対象施設	傾斜路、自動ドア、障害者等の利用に配慮したトイレ、障害者等の利用に配慮したエレベーター
------	---

【6】信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

■「節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備の設置、改造又は修理を行おうとする方

- 1 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る）
 2 エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
 3 非化石エネルギーを使用する施設（上記別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）
 4 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

【7】経営改善サポート資金

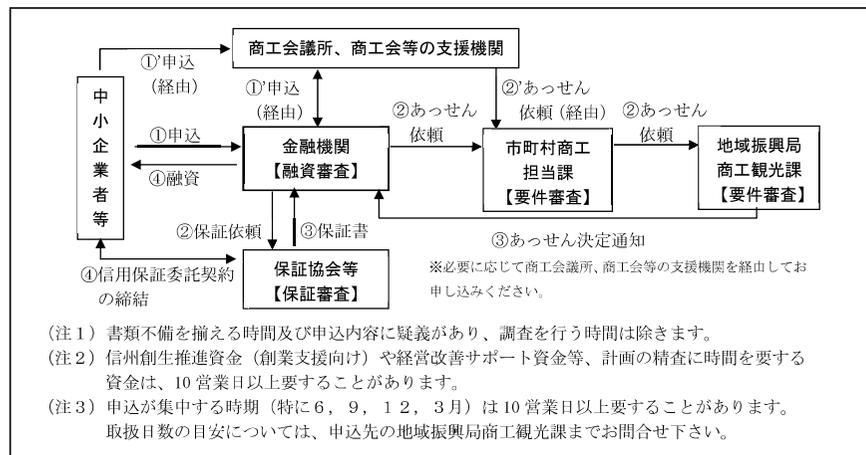
■「経営サポート会議等による検討や認定支援機関の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型含む）を利用する方」とは、次に例示する計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

- 1 認定支援機関（中小企業活性化協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 ※認定経営革新等支援機関（認定された税理士や金融機関）とは異なります
 2 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 ※その他の貸付対象者については、地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

中小企業融資の県のあっせんまでのスケジュール

【1】制度融資の申込みの流れ（県があっせんし、県及び市町村が保証料補給を行う資金）

①から②までの審査期間に加え、③までの審査に要する標準的な取扱日数は10営業日程度です。
 商工会議所、商工会を通して申込みすることもできますが、申込日は金融機関へ提出した日となります。
 申込書類に不備がある場合、上記以上に時間を要したりするため、書類の添付漏れや記入漏れに十分ご注意ください。なお、添付書類や書類の記入方法について、不明な点がある場合はあらかじめ地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。



(様式第1号)

内容を修正等する場合は保証協会・市町村・県（必要に応じてその他関係機関）に対して速やかにご報告ください。

市町村 受付印	融資あっせん申込書	記入例	地域振興局 受付印
------------	-----------	-----	--------------

2026年4月15日

長野県知事 様

法人名	長野産業 株式会社	電話番号	026-235-0000
氏名又は代表者名	長野 太郎	生年月日 又は 設立年月日	R5.4.1
屋号 (個人の方のみ記入)			

以下の制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込みます。

資金名	経営健全化支援資金（経営安定対策）	金利：2.2%
イノベ枠	非該当：※イノベティブ枠に該当する場合のみ、受けている創業支援策を選択	
申込金額	1,000万円	(内訳： ※借換や連設申込の際に記入)
借入希望日	令和 8年 5月 15日	
金融機関	〇〇銀行	(営業店： 〇〇支店)
借入期間	12カ月据置	72回月賦返済 (計 84カ月)
資金使途	設備資金	
許可等	有 (当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。)	
認定等	セーフティネット5号	事業者選択型制度利用： 無
申込市町村	〇〇市町村	

(記入上の留意事項)

- この申込に伴って収集する個人情報はこの申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。
- 太枠内のみ記入してください。*印欄は記入の必要はありません。
- 別紙チェックリストは必須書類です。内容を確認の上、金融機関の担当者が記入してください。
- 申込内容を変更または修正する場合は、保証協会、市町村、県等の関係機関に対して速やかに報告するとともに、必要に応じて申込書等の再提出をお願いします。

<p>*本申込を適当と認め、保証協会等の貸付に付されたときは、長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）第3に規定する補給金と同額を負担します。</p>	<p>第 号 年 月 日 様 地域振興局長 ㊟</p>
<p>年 月 日 市町村長 ㊟</p>	<p>本申込について、中小企業融資規程の定めるところによりあっせんします。 (貸付利率 年 2.2%)</p>

* (地域振興局使用欄)

別紙チェックリストは必須書類です。
未添付の場合、融資手続き不可のため、必ず作成をお願いします。

長野県中小企業融資制度申込書類一覧

◆：各資金等の必須申込書類
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

【留意事項】
■以下に定める書類の他、あっせん申込を行う市町村や、利用する保証制度により、追加で必要となる書類がある場合がございます。
■各書類の必要部数については、申込事業者が金融機関に提出していただく部数を記載しております。なお、金融機関から市町村等へあっせん依頼をする際には、市町村及び県用の書類のみ提出してください。
4部…金融機関、信用保証協会、市町村、県用/3部…金融機関、信用保証協会または市町村、県用/2部…市町村、県用（中小企業振興資金、新型コロナウイルス借換向け及び信州創生推進資金（成長支援向け）は、金融機関、信用保証協会用）/1部…信用保証協会用（※：設備資金・運転資金の一括申込ができる資金（同一保証を利用する場合、貸付期間が同一の場合）

共通申込書類	注意点等	部数
◆融資あっせん申込書【様式第1号（チェックリスト含む）】	■再生支援強化型は申込書3部 ■中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）は添付不要	4
◆貸借対照表、損益計算書（直近決算期分） ※同一年度内の融資申込時に提出済みの場合は添付不要 ◇直近の試算表等（決算後6か月以上経過の場合）		2
◇県税及び市町村税の納税証明書（未納が無いことの証明書）	■1部正本、他は写し ■県税全て及び市町村税の定める税目で滞納が無いこと ■中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）は添付不要	2
◇許可証等の写し（許可証等の取得が必要な業種の場合） ※営業上必要な許認可の他、当該融資にかかわる事業、目的において必要な許認可や申請等がある場合は、別途書類の提出を求める場合がございますので、あらかじめ県、市町村、関係機関等に必要となる手続きをご確認ください。	■許可証等の種類ごとに主たる事業所分を添付 ■設備未完成等で許可取得できない場合、信用保証協会への念書の写しまたは様式第27号を申込時に添付 ■許可証等の名義人と申込される方は原則同一となる。名義が異なる場合は申込前に地域振興局まで要相談	4
◆設計設備計画図、見積書、カタログ等の写し ※写真及び金額と仕様の分かる書類であれば可 ◇建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合） ◇不動産売買契約書案等（不動産を取得する場合） ◇設備設置場所の略図（事業所以外の場所に設置する場合）	■見積書の内訳書がある場合、合計金額を確認 ■見積書の宛名は申込人名と同一、見積業者印漏れ、有効期限に注意	4

資金別申込書類	注意点等	部数
共通	◆申込確認書（長野県信用保証協会所定様式）	1
短期継続融資枠	◆中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票【様式第2号】	2
協調支援枠	◆協調支援型特別保証制度申込人資格要件申告書兼誓約書 ◇経営行動計画書	2
経営者保証不要枠	◆事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ◇市町村長の発行する特定中小企業者の認定書	2
しあわせ信州創造枠	次のいずれかの認証（認定）を受けた方 ◇職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し ◇市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し ◇消防団協力事業所表示制度確認書【様式第3号の2】（市町村の認定通知書が添付できない場合） ◇健康経営優良法人認定書の写し ◇長野県SDGs推進企業登録証の写し ◇業務改善助成金支給決定通知書の写し ◇中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）要件確認書【様式第3号の3】	2
創業枠（※）	新規開業予定者に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ（様式第17号は不要） 新規開業者に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ	2
小規模企業発展資金（※）	◆事業計画書【様式第13号】	4

◆：各資金等の必須申込書類
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類	注意点等	部数
経営安定対策	◆経営向上計画書【様式第14号～様式第14号の3】 セーフティネット保証又は危機関連保証を利用する方 ◇市町村長の発行する特定（又は特例）中小企業者の認定書	4
特別経営安定対策	経済変動等に該当する方 ◇試算表等、要件に該当することを確認できる書類の写し（試算表等を作成していない場合、中小企業者作成の売上推移表に税理士や商工会指導員等の確認を受けたものでも可）	
物価高対策 関税対策	倒産企業への債権を保有する方 ◇倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類	4
防災・災害対策	◆事業計画書【様式第15号～第15号の4】 耐震補強改修工事を行う方 ◇耐震診断結果書類の写し BCPに基づく対策を講じる方 ◇事業継続計画書（BCP）の写し ◇市町村長の災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）	
新型コロナ借換向け	◆事業行動計画書 ◆「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ◆セーフティネット5号認定書 ◆長野県経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）申込確認書	2
信州創生推進資金 創業支援向け（※）	新規開業予定者に該当する方 ◇創業計画書【様式第16号】 ◇創業計画に関する意見書【様式第17号】※分社化する方は除く ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く 新規開業者に該当する方 ◇開業日を証する書類の写し（個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本） ◇次の①～③のいずれかの書類 ①創業計画書【様式第16号】（法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方） ②収支等計画書【様式第18号】（売上発生から決算書を作成するまでの方）※売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会から創業計画書の添付を求められる場合があり、その場合、収支等計画書は添付不要 ③貸借対照表、損益計算書（決算書作成済の方）※信用保証協会から計画書等の書類を求められた場合はその写しも添付 SSS保証を利用する方 新規開業予定者に該当する方 ◇創業計画書【SSS保証所定様式】 ◇創業計画に関する意見書【様式第17号】※分社化する方は除く ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く 新規開業者に該当する方 ◇開業日を証する書類の写し（個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本） ◇創業計画書【SSS保証所定様式】 ※売上が発生している方も対象（ただし、税務申告1期終了以降の方については一部記入省略可） イノベティブ枠（県創業支援施策対象者）に該当する方 ◇創業支援施策対象者確認票【様式第19号】	4

◆：各資金等の必須申込書類
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類		注意点等	部数	
信州創生推進資金	事業承継向け	◇事業計画書【様式第20号～第20号の2】 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて計画を策定した方 ◇事業承継計画書 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 ◇経営承継円滑化法第13条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し 事業承継後5年未満の方 ◇事業承継の日を証する書類の写し(個人にあっては税務署の受取が確認できる開業届または許可等にかかる変更申請書類等客観的に承継が確認できる書類、法人にあっては履歴事項全部証明書) 事業承継特別保証を利用する方 ◇事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類	■事業承継計画書又は経営承継円滑化法第13条の規定に基づく認定申請の提出書類の写しをもって事業内容が確認できる場合若しくは事業承継特別保証を利用する場合は、事業計画書の添付不要	4
	成長支援向け	◆モニタリング強化型特別保証制度申込人資格要件申告書兼誓約書 ◆長野県信州創生推進資金(成長支援向け)申込確認書 ◇売上高10億円突破支援プロジェクトに係る「成長志向企業宣言」及びその認定を受けたことがわかる資料(県公式HPの写し等)		2
	省力化投資向け	◇事業計画書【様式第21号～第21号の3】 次の各計画等の決定又は認定を受けた方 ①中小企業省力化投資補助金、業務改善助成金、賃上げ環境整備促進補助金(基本型)、デジタル化・AI導入補助金の交付決定通知及び事業計画書の写し ②先端設備等導入計画の認定申請書、認定書の写し		4
	事業展開向け	◇事業計画書【様式第22号～第22号の2】 次の各計画の承認又は認定を受けた方 ①経営革新計画の承認申請書、承認書の写し ②経営力向上計画の認定申請書、認定書の写し ③中小企業新事業進出補助金の交付決定通知及び事業計画書の写し	■①、②を添付した場合、事業計画書の添付不要	4
	IT産業向け	◆事業計画書【様式第23号】		4
	地域活性化向け	◆事業計画書【様式第24号～第24号の4】 「からだに優しい食品」を製造する方 ◇「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	■障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行うおとする方は事業計画書の添付不要	4
	企業立地向け	◆事業計画書【様式第25号～第25号の3】 ICT産業立地助成金の事業認定を受けた方 ◇ICT産業立地助成金認定通知書の写し		4
	ゼロカーボン・次世代産業向け	◆事業計画書【様式第26号～第26号の3】 売電設備資金を申込み方 ◇経済産業省(若しくは一般社団法人太陽光発電協会等)の認定通知書 ◇電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書 等 節電・省エネ対策のための設備の設置等を行う方 ◇エネルギーコスト削減促進ツールによる「設備投資診断結果」 ※同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし(事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く) 次の補助金の交付決定を受けた方 ◇省エネルギー投資促進支援事業費補助金、エネルギーコスト削減促進助成金(中小企業者向け)促進コースの交付決定通知の写し及び実施計画書の写し	■売電設備資金の場合、設置場所の登記簿謄本、農地転用を確認できる書類、賃貸契約書の写し等の提出を依頼することがあります	4
		通常型(※) 再生支援強化型(※)	◆貸付対象者に記載のいずれかに該当する計画書の写し ◇債権者の合意書の写し(書面で合意がなされた場合)	■計画書は申込日の概ね3か月以内に作成したもの ■計画書に記載された資金の申込みであること

長野県信用保証協会の保証制度

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人です。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の借入をする場合、その借入がスムーズに行われるように公的な「保証人」となり、健全な企業の存続・発展をお手伝いする機関です。

【ご利用できる方】 ○業種 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業・サービス業のほとんどの業種を営む方がご利用できます。ただし農林・漁業、金融業・保険業(一部を除く)など一部の業種はご利用できません。
○許認可 許認可等を必要とする事業については許認可等を受けていることが必要となります。

【資金使途】 事業に必要な運転資金および設備資金が対象となります。

【保証限度額】 ○個人・法人 2億8,000万円(普通保証2億円、無担保保証8,000万円)
○組合 4億8,000万円(普通保証4億円、無担保保証8,000万円)
※このほか、セーフティネット保証など、上記と別枠となる保証もあります。

【保証料】 主な保証制度の料率は下表のとおり9段階です。
○貸借対照表を作成されている方：経営状況等に応じ、区分1～9の各料率を適用
○貸借対照表を作成されていない方：区分5の料率を適用
○責任共有制度(※)の対象となると、保証協会の100%保証ではないため保証料率が低減された「責任共有保証料率」が適用されます。

	保証料率区分(単位:%)								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(新規応援、設備応援みらい、つなぐ)	(1.80)	(1.65)	(1.45)	(1.25)	(1.05)	(0.90)	(0.70)	(0.50)	(0.35)
(災害緊急特別)	(1.70)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(0.95)	(0.80)	(0.60)	(0.40)	(0.25)
(事業承継特別・経営承継借換関連 (専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合))	(1.15)	(1.00)	(0.85)	(0.70)	(0.60)	(0.50)	(0.40)	(0.30)	(0.20)
(地方創生社債)	(1.26)	(1.11)	(0.96)	(0.81)	(0.71)	(0.66)	(0.56)	(0.46)	(0.31)
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

- ・特殊保証とは、割引根保証、当座貸越根保証(カードローンも含む)を指します。
- ・セーフティネット保証など、上記区分別保証料率を採用しない保証制度もあります。
- ・不動産担保の提供がある等の場合には、0.1%の割引となります。(一部保証を除きます。)
- ・事業者選択型経営者保証非提供保証により経営者保証非提供とする場合の保証料率は、適用する保証の保証料率に資格要件に応じて0.25%又は0.45%の上乗せとなります。

※「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関で適切な責任共有を図り、連携して中小企業者に適切な協力を行うことを目的とした、金融機関が一定のリスク(20%相当分)を負担する制度です。

【ご利用のメリット】 ○保証協会が公的保証人となることで信用力がアップし、円滑な借入、借入枠の拡大(特に無担保枠)が図られます。



信用保証の流れ
(県・市町村制度を除く)

- 金融機関との取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも融資が受けやすくなります。
- 県・市町村と連携した制度資金の利用により低利かつ有利な条件での融資が受けられます。また、制度によっては保証料の補給があります。(保証料は税法上費用として認められていますので、損金に算入できます。)
- そのほかにも協会独自の保証制度を用意しており、中小企業の皆さまの多様なニーズにお応えしています。
- 経営支援・再生支援等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談(無料)にも応じております。

【様式第〇号】と記載があるものは長野県公式ホームページからダウンロードできます。
長野県公式ホームページ
トップページ⇒「仕事・産業・観光」⇒「商工業」⇒「金融支援」⇒「長野県中小企業融資制度(融資手続等)」

セーフティネット保証（経営安定関連保証）

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

1号から8号までのセーフティネット保証の中で、特にご利用の多い認定が4号認定と5号認定です。

4号認定基準 経済産業大臣の指定を受けた災害等の影響を受けており、下記の全てに該当するもの

イ	指定を受けた地域において1年以上継続して事業を行っていること
ロ	災害等の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

5号認定基準 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っており、下記のいずれかに該当するもの

イ	最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること
ロ	原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること
ハ	最近3ヶ月間の売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること

注）認定基準が変更されている場合がありますので、最新の認定基準につきましては保証協会・金融機関等にご確認ください。

【保証限度額】 普通保証 2億円（組合4億円）
 （別枠保証） 無担保保証 8,000万円
 ※通常保証の限度額2億8,000万円の他に、各号合算で、既存のセーフティネット保証の残高を合わせて2億8,000万円（6号認定の場合は3億8,000万円）を限度としてご利用いただくことができます。

【信用保証料率】 責任共有保証料率 0.44%～0.64%(5号・7号・8号)
 責任共有対象外保証料率 0.55%～0.80%(1号～4号、6号)

【事務手続き】 セーフティネット保証の認定は市町村が行います。該当する中小企業の方は、法人であれば本社登記上の住所の市町村、個人であれば（住民票上の住所ではなく）主たる事業所の市町村の商工担当課等の窓口に必要な資料を添えて提出し、認定を受けてください。認定書（写し可）を保証協会への申込書類に添付していただきます。

創業関連保証・スタートアップ創出促進保証

創業者、創業予定者を対象とした不動産等の担保提供が不要な保証です。スタートアップ創出促進保証は、経営者保証も不要となります。

対象となる方 次のいずれかに該当する創業者又は中小企業者

- ①事業を営んでいない個人の方で、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方（創業関連保証のみ）
- ②事業を営んでいない個人の方で、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画のある方
- ③会社（中小企業者である会社）が別会社を設立し、その事業を開始する具体的計画のある会社
- ④事業を営んでいない個人の方が事業を開始した場合、事業開始以後5年を経過していない方（創業関連保証のみ）
- ⑤事業を営んでいない個人の方により設立された会社で、設立以後5年を経過していない会社
- ⑥会社が設立した別会社で、設立以後5年を経過していない会社
- ⑦会社設立創業者が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させた場合（法人成り企業）、会社設立創業者の事業開始以後5年を経過していない会社

【保証限度額】 無担保保証 3,500万円（合算）

【信用保証料率】 責任共有対象外保証料率 0.55%～0.80%（スタートアップ創出促進保証は、0.2%上乗せ）

その他の主な協会保証制度

保証制度名	摘要	保証限度	保証期間	保証料率	備考	
一般保証	一般的な事業資金に対応するための制度資金です。（長期・短期資金等あらゆる対応ができます）	1企業2億8,000万円（組合は4億8,000万円）	適切な期間	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。	
小口零細企業保証	小規模企業者への安定的な資金調達を目的とした制度です。	1企業2,000万円	10年以内	区分別保証料	担保は原則不要。保証人は必要となる場合がある。	
根保証	手形貸付	手形貸付・割引について一定の限度内で反復・継続して利用できる制度です。	申込1件につき100万円以上2億8,000万円（組合は4億8,000万円）	2年以内	区分別保証料 区分別特殊保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
	割引					
当座貸越 根保証	所定の借入請求書又は借入専用小切手等により簡便に、貸越極度額までの貸越が行える制度です。	1企業100万円以上で2億8,000万円	1年間もしくは2年間	区分別特殊保証料	担保は原則5,000万円以内は不要。保証人は必要となる場合がある。	
事業者カードローン 根保証	小口事業資金を、一定の限度額の範囲内で、カードや端末機等を利用することで、簡便にタイムリーに、反復・継続して利用できる制度です。	1企業100万円以上で2,000万円	1年間もしくは2年間	区分別特殊保証料	担保は原則不要。保証人は必要となる場合がある。	
サステナビリティ 推進保証 「ともにみらいへ」	サステナビリティに関する事項を目標や経営課題として掲げ、具体的に取り組み中小企業を支援する制度です。	1企業3,000万円（但し、サステナビリティにかかる認定等を受けている場合は8,000万円）	運転資金7年以内、設備資金10年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。	
設備応援 みらい保証	設備投資に必要な資金を幅広く供給することにより、中小企業者の事業の発展を支援する制度です。	1企業2億8,000万円	無担保15年以内、有担保20年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。	
長期成長保証 「つなぐ」	一括返済も可能な長期安定資金により、中小企業者の更なる事業の成長・発展等を支援することを目的とした制度です。	1企業1億円	運転資金2年以上7年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。	
借換保証	保証付き借入金の借換や複数の保証付き借入金を集約できる制度です。	1企業2億8,000万円（組合は4億8,000万円）	適切な期間	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。	
事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指導等を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調度を支援する制度です。	1企業2億8,000万円（組合は4億8,000万円）	15年以内	0.80%以内（経営改善・再生支援強化型は自己負担0.20%）	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある（経営改善・再生支援強化型の経営者保証免除対応を適用する場合は不要）。	
事業承継 特別保証	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件の下で経営者保証を不要とし、専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合に保証料率を引き下げることで、中小企業者の事業承継の促進を目的とした制度です。	1企業2億8,000万円（組合は4億8,000万円）	10年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は不要。	
災害緊急 特別保証	災害等の発生により影響を受けている中小企業者を支援することを目的とした制度です。	1企業8,000万円	10年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。	
「地方創生」応援 社債保証	特定社債保証の要件に該当し、地方創生の取り組みを行う中小企業者を支援する制度です。	1企業2,400万円以上4億5,000万円（※）	7年以内	区分別保証料	利用合計額が1億6,000万円を超えるものは原則担保が必要（※）。保証人は不要。	

※「地方創生」応援社債保証は、発行額の80%を保証協会が保証しますので、本制度での発行限度額は5億6,000万円です。なお、発行は最低3,000万円以上で、1,000万円単位です。また、原則として担保が必要となるのは、発行額が2億円を超える場合になります。

このほかにも保証制度がありますので、保証協会窓口にご相談下さい。

◎ 政府系金融機関・その他の関係融資制度のご案内

機関等	制度名	対象者	限度額	利率	貸付期間上限	保証人等	お問い合わせ先	
(中小企業事業) 日本政策金融公庫	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	14.4億円	お問い合わせください	設備20年(うち据置2年) 運転10年(うち据置2年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	松本支店 0263-33-0300	
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	14.4億円		設備20年(うち据置2年) 運転10年(うち据置2年)			
	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)	社会的、経済的環境変化の中で、資金の導入をお考えの方	7.2億円		設備15年(うち据置3年) 運転10年(うち据置3年)			
(国民生活事業) 日本政策金融公庫	一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方	4,800万円	お問い合わせください	設備10年(うち据置2年) 運転7年(うち据置1年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	長野支店 0570-021469 松本支店 0570-023118 小諸支店 0570-026076 伊那支店 0570-023834	
	生活衛生貸付	一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方(飲食店、喫茶店、食肉食鳥肉販売業、水産販売業、興行場、一般公衆浴場業、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業、サウナ営業、その他公衆浴場業)		設備7,200万円～4.8億円(業種によって異なる)			13年(うち据置1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内) 〈一般公衆浴場業の場合30年以内〉
		振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員		設備1.5億円～7.2億円(業種によって異なる) 運転5,700万円			設備20年(うち据置2年) 運転10年(うち据置2年) 〈訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内〉
	新規開業・スタートアップ支援資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円		設備20年(うち据置5年) 運転10年(うち据置5年)			
	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方	7,200万円		設備20年(うち据置3年) 運転10年(うち据置3年)			
	小規模事業者経営改善資金(通称マル経融資)	従業員数が20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下で商工会、商工会議所の推薦を受けた方	2,000万円		10年(うち据置2年)			なし(無担保・無保証人)
	生活衛生改善貸付	従業員数が5人以下(旅館業及び興行場営業は20人以下)の生活衛生関係の事業を営む方であって、生活衛生同業組合等の推薦を受けた方						
商工中金	一般貸付(長期資金・短期資金)	中小企業等協同組合法で設立された組合であって、金庫の株主となった組合及びその組合員の方	ご相談ください	ご相談ください	設備15年(うち据置2年) 運転10年(うち据置2年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	長野支店 026-234-0145 松本支店 0263-35-6211 諏訪支店 0266-52-6600	
商工貯蓄共済融資制度		商工貯蓄共済制度に加入し、掛金を6か月以上正常に納付されている方	加入口数1口につき100万円以内で2,000万円を限度	お問い合わせください	設備10年(うち据置6か月) 運転7年(うち据置6か月)	原則県信用保証協会保証付	取扱金融機関 県内指定金融機関 お問い合わせ 商工会、商工会連合会	
		商工貯蓄共済制度に加入し、掛金を6か月以上正常に納付されている方のうち指定された災害地の事業者	設備2,000万円 運転1,000万円		設備10年(うち据置1年) 運転7年(うち据置1年)			
小規模企業共済契約者貸付制度(一般貸付)		小規模企業共済加入後、貸付資格判定時(4月末日または10月末日)までに12か月以上掛金を納付している方(納付掛金の要件あり)	掛金残高の70%～90%以内で10万円以上2,000万円以内	年1.5%	6か月～5年(貸付額により貸付期間の上限がある)	なし	中小企業基盤整備機構からの通知により契約者が登録した金融機関 指定のない場合 商工中金	
(中小企業倒産防止共済制度) 経営セーフティ共済	共済金貸付	経営セーフティ共済の加入者で、加入後6か月以上経過、6か月以上掛金を納付している方(前納未到来分は除く)で、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合(倒産日から6か月以内に請求)	「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額	無利子 ただし、貸付額の1/10に相当する額が納付した掛金から控除されます	5年～7年(うち据置6か月、貸付額により償還期間が異なる)	なし	登録取扱機関の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関	
	一時貸付	経営セーフティ共済の加入者で、12か月以上掛金を納付している方(前納未到来分は除く)	機構解約の場合の解約手当金の95%以内	年0.9% 令和6年4月1日現在	1年	なし	お問い合わせ 中小企業基盤整備機構 コールセンター 050-5541-7171	
地域再生支援利子補給金制度		県が策定した地域再生計画に基づき、県内での工場等の新設・増設を行おうとする方	ご相談ください。 ※地域再生支援利子補給金制度は、対象企業に対して融資した場合に、国から金融機関に対して利子補給を行う制度です。				県経営・創業支援課又は、最寄りの金融機関にお問い合わせください。	

※ 最新の利率等は各機関・お問い合わせ先にご確認ください。